

入札説明書（業務、事後審査型一般競争入札）

1 契約担当部局

〒005-0864

札幌市南区芸術の森1丁目

公立大学法人札幌市立大学事務局総務課庶務係 電話011-592-2300

2 入札参加資格の確認等

(1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、1に示す契約担当部局へ、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を書面の持参により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

(2) 申請書は、札幌市工事等一般競争入札施行要綱（平成17年3月29日財政局理事決裁。以下「要綱」という。）様式2（以下「要綱様式」は札幌市様式に準じて作成したものをいう。）に作成すること。また、要綱に規定する様式は、1に示す契約担当部局においても交付する

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象業務の履行実績及び配置する技術者の同種の業務の履行経験（入札参加資格として履行経験を求める場合に限る。）については、公告において別に定める場合を除き、平成23年4月1日以降に業務が完成し、引渡しが進んでいる元請けとしての実績に限り記載すること。

ア 同種業務履行実績書

公告において業務ごとに定める同種の業務の履行実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種業務の履行を証する書面

上記アの同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該業務の履行内容が確認できる書類（設計図書、設計概要書の写し等）も添付すること（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）。

ウ 配置予定技術者経歴書

公告において対象業務ごとに定める配置予定の技術者の資格（及び公告において技術者の同種業務を求める場合においては同種の業務の実績経験）を要綱様式4の2に記載し、雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

着手にあたっては、要綱様式4の2に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（札幌市最低制限価格運用要領（平成14年12月24日財政局理事決裁）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、当法人発注の他の業務の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、札幌市事後審査型一般競争入札試行要領（平成18年9月27日財政局管財部長決裁。以下「事後審査型要領」という。）第5条第3項に定める次順位者として落札候補者となること出来ぬ旨の申出書を直ちに提出すること。

エ 工事費等積算内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、公立大学法人札幌市立大学が公示した業務設計書（見積参考）に記載されている全ての項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。様式は、公立大学法人札幌市立大学が公示した業務設計書（見積参考）に従い、金額等を明らかにすること。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の書き換え、差し替え及び再提出は認めない。

3 入札方法等

(1) 入札書は、持参または送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年〇月〇日（ ）開札〔業務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに下記3(2)に掲げる提出期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和8年〇月〇日（ ）開札〔業務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに下記3(2)に掲げる提出期限までに送付しなければならない。なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙2）

を入札書とともに提出すること。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

カ 本告示案件については、入札に関する一切の権限の委任について、一括して行うことができるものとする。

(2) 入札書の提出期限

令和8年6月5日（金）10時00分まで なお、送付による場合は必着とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札を行った結果、公立大学法人札幌市立大学契約規程（平成18年規程第42号）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 対象業務の定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(4)の規定にかかわらず、入札を行った結果、理事長が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

(6) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書の提出を求める。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す業務費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

5 開札

(1) 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

(3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(5) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

(2) 同額抽選

落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、上記2に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。健康保険証の写しなどを提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコードを含む。）が表示されている場合には、マスキングを施した状態で提出すること。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(4) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(3)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記(3)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 入札が無効となった者の取扱い

上記(3)又は(4)に基づき入札が無効となった者は、上記5(5)に掲げる再度の入札に参加できないものとする。

6 落札決定の取消等

公告6の条件を満たさない場合は落札者としめないものとする。また、公告8-(3)に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、事後審査型要領第6条に定める落札決定までの間において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止を受けている者等、公告3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

7 落札者結果通知

入札結果については、落札者決定後、落札者決定結果通知書により通知する。

8 契約書作成の要否等

公立大学法人札幌市立大学業務委託契約約款（設計）、公告及び本書に示す条件により、契約書を作成し7の落札結果通知の翌開校日に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

落札結果通知の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開校日）とする。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の3割以内とする。

(2) 中間前払金

なし。

(3) 部分払金

なし。

11 その他

(1) 入札参加者は、公告及び本書に定めるもののほか、公立大学法人札幌市立大学契約規程、札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）その他関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、上記2-(3)-ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した業務に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び共同企業体取扱要領第7条第1項3号並びに同第14条第1項5号の定める専任での配置に留意すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(3) 公立大学法人札幌市立大学契約規程第46条により、契約に関し定めのない事項については、札幌市の例によるものとする。